

# 八王子市ごみ集積所設置等に関する基準

平成13年4月1日施行

平成22年8月1日改正

八王子市環境部



本市リサイクルマスコット クルリ

この基準は家庭廃棄物用です。  
設置場所、構造及びコンテナボックス使用等についての具体的な事前相談は、管轄の清掃事業所が担当します。計画の早期段階でご相談いただきますようお願いいたします。  
(事業所別管轄区域は5ページ下段をご覧ください。)

## 八王子市ごみ集積所設置等に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」に基づき、また、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的として、ごみ収集作業の安全性、効率性の確保及びごみ減量等の推進を図るため、集合住宅建築事業における家庭廃棄物を対象とするごみ集積所の設置等について必要なことを定める。

### (定義)

第2条 ごみの保管場所及び保管設備は、ごみ収集車がごみを積み込むためのものであり、以下これを「ごみ集積所」という。

2 ごみ集積所は、可燃物用、不燃物用及び資源物用の3種類とする。

3 本基準が対象とする事業は居住用集合住宅の建築事業とする。

### (事業者の責務)

第3条 前条第3項の事業を行う者(以下、「事業者」という。)は本基準の趣旨を理解し、遵守すること。

### (基準)

第4条 事業者は、第2条第2項のごみ集積所を事業区域内に設置しなければならない。

2 清掃事業所長は、特別の理由があると認められた場合に前項の基準を緩和することができる。

### (手続)

第5条 事業者は、ごみ集積所の設置につき、次の手続を行わなければならない。

事前協議	ごみ集積所の設置場所等及び構造について、事前に清掃事業所長と協議すること。
検査	ごみ集積所の完成後、ごみ集積所検査依頼書(別紙)を清掃事業所長に提出し、検査を受けること。

### (設置場所等)

第6条 ごみ集積所の設置場所等は、ごみ収集作業の安全性及び効率性等を考慮し、原則として次に示すとおりとする。

#### 〔公道に接して設置する場合〕

- (1)ごみ集積所の取出口は、道路から近い位置に設けること。
- (2)ごみ収集車が容易に横付けできる位置であること。
- (3)道路の幅員は4メートル以上で、通り抜けができること。
- (4)交差点及び横断歩道から5メートル以内に位置していないこと。
- (5)バス停留所から10メートル以内に位置していないこと
- (6)ガードレールの撤去及び縁石の切り下げ等、必要な措置を講ずること。

〔集合住宅の敷地奥等に設置する場合〕

- (1) ごみ収集車が前進のまま入り、通り抜けられるよう十分な広さと高さ（3.5メートル以上）の通路を設けること。前進のまま通り抜けられない場合は転回広場を設けること。
- (2) 進入経路及び収集作業場所には、車両等が放置されないような措置を講ずること。

（構造及び面積等）

第7条 ごみ集積所の構造及び面積等は排出方式別に、袋直置き、ダストボックス収納及びコンテナボックス収納の3方式を定める。

- 2 コンテナボックス収納方式の適用は清掃事業所長が決定する。
- 3 詳細は別表に定める。

（維持管理）

第8条 ごみ集積所は集合住宅の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）が維持管理しなければならない。

- 2 管理者等は入居者に対してごみの正しい出し方を遵守するよう指導しなければならない。
- 3 ごみ集積所の位置変更又は改造等を行う場合、管理者等は事前に清掃事業所長と協議をしなければならない。
- 4 市長は、ごみ集積所が清潔に維持管理されるよう、管理者等と協力し必要な措置を講ずることができる。

（その他）

第9条 この基準は、ごみの減量等に係る再利用（リサイクル）の対象機器等の開発又は市の施策等により変更することができる。

（定めのない事項）

第10条 この基準に定めのない事項については、清掃事業所長と協議のうえ定める。

附則

- 1 この基準は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この基準は、平成20年7月15日から適用する。
- 4 この基準は、平成22年8月1日から適用する。

# 別表

(ごみ集積所設置等に関する基準 第7条第3項関連)

## ( 集合住宅建築事業 )

面積及び容積は有効値で確保してください。

大規模集合住宅計画の場合、まず清掃事業所へご連絡のうえ、排出方式を確認してください。

面積早見表は4ページをご覧ください。

		排出方式及び計画戸数								
		袋直置き(袋収集)			ダストボックス収納			コンテナボックス収納(600型)		
		計画戸数	4戸以下	5戸から9戸まで	10戸以上	4戸以下	5戸から9戸まで	10戸以上	大規模集合住宅に適用	
集合住宅	面積	一般世帯	ごみ種別	可燃物	合計で一律 1.4㎡	0.15 ㎡/戸		60 /戸		60 /戸
				不燃物		0.05 ㎡/戸		20 /戸		20 /戸
				資源物		0.16 ㎡/戸		一律 0.6㎡		袋直置きの面積基準
	容積基準	ワンルーム	ごみ種別	可燃物	合計で一律 1.0㎡	0.08 ㎡/戸		30 /戸		30 /戸
				不燃物		0.03 ㎡/戸		10 /戸		10 /戸
				資源物		0.12 ㎡/戸		一律 0.4㎡		袋直置きの面積基準
その他		集積所を直列に配置する場合は、道路(進入路)に最も近い位置から可燃物用、不燃物用、資源物用とすること。			ダストボックスの手前に資源物を置かないこと。その他、全体面積については、ダストボックスの配置と作業安全性を助案のうえ、個別協議。			コンテナボックスの手前に資源物を置かないこと。その他、全体面積については、ダストボックスの配置と作業安全性を助案のうえ、個別協議。		
住宅	構造基準	囲い		指定しないが、飛散しにくい対策を講じること	開口面を除き三方をコンクリートブロック等の堅固な素材で囲うこと		指定しないが、飛散しにくい対策を講じること	開口面を除き三方をコンクリートブロック等の堅固な素材で囲うこと		周囲を高さ1.2m以上の堅固な素材(コンクリートブロック等)で囲うこと。
				高さ 0.8m	高さ 1.2m	高さ 0.8m	高さ 1.2m			
		間仕切り	可燃物用と不燃物用の間	不要		高さ 1.2m	不要			集積所形状及びコンテナボックスの配置等を助案のうえ個別協議。
		間仕切り	不燃物用と資源物用の間	一般世帯20戸未満、ワンルーム30戸未満の場合は、仕切りを設けないこと。これを超える戸数の場合は、高さ1.2mの仕切りを設けること。						
	床面	コンクリート打設(水勾配 1/100程度)			コンクリート打設(水勾配 1/100程度)			コンクリート打設(水勾配 1/100程度)。収集作業場所とコンテナボックス設置場所との間に段差が生じないようにすること		
	奥行	0.6m以上			0.6m以上			集積所形状及びコンテナボックスの配置等を助案のうえ個別協議。		
	間口	1.0m以上	1.2m以上でなおかつ、奥行きより大きいこと		1.0m以上	1.2m以上				
	ごみ種別標示	可燃物 不燃物 資源物	囲い壁面等に明確に標示すること			可燃物及び不燃物はそれぞれのダストボックスに種別を標示すること。資源物は囲い壁面等に明確に標示すること。			コンテナボックスは指定色(可燃物は緑、不燃物はオレンジ)を使用し、各ボックスに種別を標示すること。資源物は囲い壁面等に明確に標示すること。	
風・鳥獣対策	飛散防止用の網と、網固定用フックを設置すること			資源物置場に飛散防止用の網と、網固定用フックを設置すること			資源物置場に飛散防止用の網と、網固定用フックを設置すること			
その他共通事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積所前面がU字溝の場合は、コンクリート製の蓋かけ、又はグレーチングを施すこと。</li> <li>屋根を設ける場合は、開口部の高さを2m以上確保すること。</li> <li>収集作業車が屋内に入る構造の場合、途中経路及び作業場所の高さを3.5m以上確保すること。</li> <li>ごみ集積所取り出し口に電柱やガードレール等の障害物を設けないこと。</li> <li>ごみ集積所内に他の構造物を設置しないこと。</li> <li>収集車が作業する場所を確保するため、必要に応じて、駐停車禁止の標示看板を設置すること。</li> </ol>								

### 早見表1 (袋直置き用)

1 一律面積制、囲い免除

計算方法等や構造の詳細は"別表"(3ページ)をご覧ください

一般世帯 (㎡/戸)				
種別 面積 戸数	可燃物	不燃物	資源物	合計
	0.15	0.05	0.16	0.36
1				
2	可燃・不燃・資源用合計で 1.4㎡ 1			
3				
4				
5	0.75	0.25	0.80	1.80
6	0.90	0.30	0.96	2.16
7	1.05	0.35	1.12	2.52
8	1.20	0.40	1.28	2.88
9	1.35	0.45	1.44	3.24
10	1.50	0.50	1.60	3.60
11	1.65	0.55	1.76	3.96
12	1.80	0.60	1.92	4.32
13	1.95	0.65	2.08	4.68
14	2.10	0.70	2.24	5.04
15	2.25	0.75	2.40	5.40
16	2.40	0.80	2.56	5.76
17	2.55	0.85	2.72	6.12
18	2.70	0.90	2.88	6.48
19	2.85	0.95	3.04	6.84
20	3.00	1.00	3.20	7.20
25	3.75	1.25	4.00	9.00
30	4.50	1.50	4.80	10.80
35	5.25	1.75	5.60	12.60
40	6.00	2.00	6.40	14.40
45	6.75	2.25	7.20	16.20
50	7.50	2.50	8.00	18.00
55	8.25	2.75	8.80	19.80
60	9.00	3.00	9.60	21.60
65	9.75	3.25	10.40	23.40
70	10.50	3.50	11.20	25.20
75	11.25	3.75	12.00	27.00
80	12.00	4.00	12.80	28.80
85	12.75	4.25	13.60	30.60
90	13.50	4.50	14.40	32.40
95	14.25	4.75	15.20	34.20
100	15.00	5.00	16.00	36.00
110	16.50	5.50	17.60	39.60
120	18.00	6.00	19.20	43.20
130	19.50	6.50	20.80	46.80
140	21.00	7.00	22.40	50.40
150	22.50	7.50	24.00	54.00

### 早見表2 (ダストボックス収納用)

資源物は面積規定です。  
4戸以下の資源物は3ページの別表をごらんください。  
5戸以上の資源物は早見表1(袋直置き用)の面積を確保してください。

ワンルーム (㎡/戸)				
種別 面積 戸数	可燃物	不燃物	資源物	合計
	0.08	0.03	0.12	0.23
1				
2	可燃・不燃・資源用合計で 1.0㎡ 1			
3				
4				
5	0.40	0.15	0.60	1.15
6	0.48	0.18	0.72	1.38
7	0.56	0.21	0.84	1.61
8	0.64	0.24	0.96	1.84
9	0.72	0.27	1.08	2.07
10	0.80	0.30	1.20	2.30
11	0.88	0.33	1.32	2.53
12	0.96	0.36	1.44	2.76
13	1.04	0.39	1.56	2.99
14	1.12	0.42	1.68	3.22
15	1.20	0.45	1.80	3.45
16	1.28	0.48	1.92	3.68
17	1.36	0.51	2.04	3.91
18	1.44	0.54	2.16	4.14
19	1.52	0.57	2.28	4.37
20	1.60	0.60	2.40	4.60
25	2.00	0.75	3.00	5.75
30	2.40	0.90	3.60	6.90
35	2.80	1.05	4.20	8.05
40	3.20	1.20	4.80	9.20
45	3.60	1.35	5.40	10.35
50	4.00	1.50	6.00	11.50
55	4.40	1.65	6.60	12.65
60	4.80	1.80	7.20	13.80
65	5.20	1.95	7.80	14.95
70	5.60	2.10	8.40	16.10
75	6.00	2.25	9.00	17.25
80	6.40	2.40	9.60	18.40
85	6.80	2.55	10.20	19.55
90	7.20	2.70	10.80	20.70
95	7.60	2.85	11.40	21.85
100	8.00	3.00	12.00	23.00
110	8.80	3.30	13.20	25.30
120	9.60	3.60	14.40	27.60
130	10.40	3.90	15.60	29.90
140	11.20	4.20	16.80	32.20
150	12.00	4.50	18.00	34.50

一般世帯 ( / 戸)		
種別 面積 戸数	可燃物	不燃物
	60	20
1		
2	120	
3	180	80
4	240	
5	300	100
6	360	120
7	420	140
8	480	160
9	540	180
10	600	200
11	660	220
12	720	240
13	780	260
14	840	280
15	900	300
16	960	320
17	1,020	340
18	1,080	360
19	1,140	380
20	1,200	400
25	1,500	500
30	1,800	600
35	2,100	700
40	2,400	800
45	2,700	900
50	3,000	1,000
55	3,300	1,100
60	3,600	1,200
65	3,900	1,300
70	4,200	1,400
75	4,500	1,500
80	4,800	1,600
85	5,100	1,700
90	5,400	1,800
95	5,700	1,900
100	6,000	2,000
110	6,600	2,200
120	7,200	2,400
130	7,800	2,600
140	8,400	2,800
150	9,000	3,000

ワンルーム ( / 戸)		
種別 面積 戸数	可燃物	不燃物
	30	10
1		
2	60	
3	90	40
4	120	
5	150	50
6	180	60
7	210	70
8	240	80
9	270	90
10	300	100
11	330	110
12	360	120
13	390	130
14	420	140
15	450	150
16	480	160
17	510	170
18	540	180
19	570	190
20	600	200
25	750	250
30	900	300
35	1,050	350
40	1,200	400
45	1,350	450
50	1,500	500
55	1,650	550
60	1,800	600
65	1,950	650
70	2,100	700
75	2,250	750
80	2,400	800
85	2,550	850
90	2,700	900
95	2,850	950
100	3,000	1,000
110	3,300	1,100
120	3,600	1,200
130	3,900	1,300
140	4,200	1,400
150	4,500	1,500

### 早見表3 (コンテナボックス収納用)

資源物は面積規定です。  
資源物は早見表1(袋直置き用)の面積を確保してください。

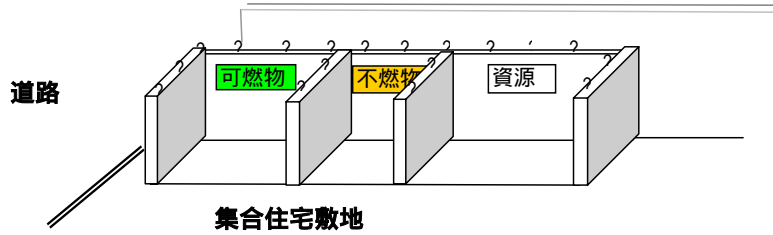
一般世帯			
戸数	可燃物	不燃物	合計
	60 L / 戸	20 L / 戸	
100	10台	4台	14
110	11台	4台	15
120	12台	4台	16
130	13台	5台	18
140	14台	5台	19
150	15台	5台	20
160	16台	6台	22
170	17台	6台	23
180	18台	6台	24
190	19台	7台	26
200	20台	7台	27
210	21台	7台	28
220	22台	8台	30
230	23台	8台	31
240	24台	8台	32
250	25台	9台	34
260	26台	9台	35
270	27台	9台	36
280	28台	10台	38
290	29台	10台	39
300	30台	10台	40

ワンルーム			
戸数	可燃物	不燃物	合計
	30 L / 戸	10 L / 戸	
150	8台	3台	11
160	8台	3台	11
170	9台	3台	12
180	9台	3台	12
190	10台	4台	14
200	10台	4台	14
210	11台	4台	15
220	11台	4台	15
230	12台	4台	16
240	12台	4台	16
250	13台	5台	18
260	13台	5台	18
270	14台	5台	19
280	14台	5台	19
290	15台	5台	20
300	15台	5台	20

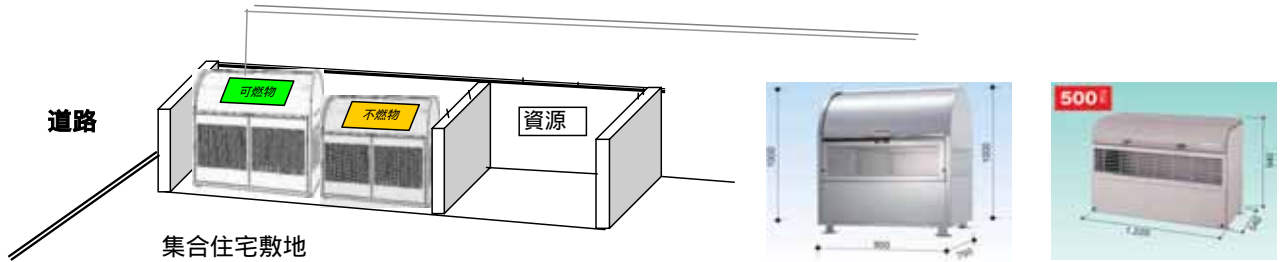
コンテナボックスの使用可否は清掃事業所長が決定します。大規模集合住宅の場合は先ず、担当区域の清掃事業所(次ページ)にご確認ください。

- 1 コンテナボックスは、必ず600リットル型を使用してください。
- 2 コンテナ本体の色について、可燃物はグリーン、不燃物はオレンジを使用してください。
- 3 資源物用にコンテナボックスは使用できません。面積で確保してください。
- 4 集積所の全体面積については、コンテナボックスの配置と作業安全性を勘案のうえ、決定しますので、個別に協議してください。
- 5 可燃物用のみコンテナボックスとする場合があります。

### 袋直置き集積所のイメージ



### ダストボックスを使用した集積所のイメージ



### コンテナボックスのイメージ

コンテナボックス(背面吊り上げバー付、600リットル型)



不燃物用  
オレンジ色



可燃物用  
緑色

## 管轄事業所について

ごみ減量対策課では一般事項及び引継(寄附)事務についてご説明します。  
具体的な事前相談及び協議は各担当区域の清掃事業所が担当します。できるだけ計画の早期段階でご相談ください。

担当区域・事務内容等	組織名称	電話・ファクシミリ	所在地
・引継(寄附)手続 ・一般事項案内	ごみ減量対策課	電話 042-620-7256 ファクス 042-626-4506	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
浅川及び南浅川より 北側の区域	とぶき 戸吹清掃事業所	電話 042-691-2891 ファクス 042-691-7678	〒192-0001 八王子市戸吹町1916番地
浅川及び南浅川より 南側区域のうち 多摩ニュータウン区域 以外	たて 館清掃事業所	電話 042-665-2531 ファクス 042-662-2926	〒193-0944 八王子市館町2700番地
多摩ニュータウン区域	南大沢清掃事業所	電話 042-674-0551 ファクス 042-677-5971	〒192-0364 八王子市南大沢三丁目20番地



多摩ニュータウン区域町丁一覧 (詳細は南大沢清掃事業所にお問い合わせください)

大塚・鹿島・上柚木二・三丁目・越野・下柚木二・三丁目・東中野・別所一・二丁目  
堀之内二・三丁目・松が谷・松木・南大沢一～五丁目・鍵水二丁目